

2021年1月13日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

### 保険料払い込み猶予期間の延長に関する追加措置について

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「当社」）は、2021年1月7日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、今回影響を受けられたお客さまに対し、下記のと通りの対応を実施いたします。

#### 記

##### ○保険料の払い込みに関する期間の延長

緊急事態宣言が発令された地域※のご契約を対象に、お客さまからのお申し出に応じて、保険料の払い込みに関する期間を最長6カ月間延長いたします。

※東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県（2021年1月8日時点）。今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取り扱いの対象といたします。

なお、全国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまのご契約に対する特別取り扱いについては、これまでどおり継続してまいります。

詳細は当社ホームページをご確認ください。

当社ホームページ：<https://www.nw-life.co.jp/>

#### <カスタマーサービスセンター>

フリーダイヤル：0120-817-024

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9:00～午後5:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

以上